

*C'est
la
vie*

サービス付き高齢者向け住宅
生活支援サービス
契約書

株式会社ソラスト

せらび小金井

株式会社ソラスト(以下「事業者」という)の運営する、サービス付き高齢者向け住宅せらび小金井[所在地:東京都小金井市貫井北町三丁目 37-6](以下「住宅」という)と、住宅において生活支援サービスを利用する入居者(以下「利用者」という)は、利用者に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、入居に伴い提供される、状況把握(安否確認)サービス、生活相談サービス、緊急時対応サービスの基本的な生活支援サービス(以下「基本サービス」という)と、利用者の希望により選択し別途費用が発生する生活支援サービス(以下「選択サービス」という)を提供することを約し、利用者はその対価として、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に定める料金を事業者を支払うことを約します。

(生活支援サービスの内容)

第2条 生活支援サービスの内容と詳細は、生活支援サービス重要事項説明書に記載します。

(サービス提供の記録)

- 第3条 事業者は、選択サービスについての利用希望及び利用状況のわかる書面を月毎に作成します。
- 2 事業者は前項のサービス提供実績に関する書面を、利用者に対し月ごとに提示し、確認を受けることとします。
 - 3 事業者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後5年間保存します。
 - 4 利用者は、事業者に申し出ることによって、当該住宅において前項の諸記録を閲覧することができます。

(連帯保証人)

- 第4条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
 - 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。
 - 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

(サービス料金等)

第5条 基本サービスの料金は、生活支援サービス重要事項説明書の通りとし、1か月に満たない期間の基本サービスの料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。

2 選択サービスの料金については、「重要事項説明書」に記載した料金を基に月単位で計算します。

(サービス料金の変更)

第6条 事業者は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、利用者に対し変更の理由や算定の根拠について事前に説明したうえで、利用者と事業者の協議により利用料金を変更することができます。

(サービス料金の支払)

第7条 基本サービスの利用料金について、事業者は、利用者に対して明細を付した請求書を毎月発行します。利用者は、事業者に対して、あらかじめ指定する口座より自動振替により支払います。

2 選択サービスの利用料金について、事業者は、利用者に対して、利用実績により算出した合計額の請求書に明細を付して、月毎に発行します。利用者は、事業者に対して、あらかじめ指定する口座より自動振替により支払います。

3 本契約が月途中で解除された場合、基本サービス部分の請求は、1か月を30日とした日割り計算の方法により算出された額を精算します。

4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(有効期間)

第8条 本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年とします。ただし、事由の如何を問わず住宅における賃貸借契約が終了したとき及び利用者が死亡したときは、本契約も終了します。

2 契約期間満了日の30日前までに、利用者から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は同一内容で自動更新され以降も同様とします。

3 特定施設入居者生活介護サービスの契約を締結した場合は自動的に契約が終了します。

(事業者からの契約解除)

第9条 事業者は、当該利用者の言動が、他の利用者等の生活または健康、財産等に重大な影響を及ぼす恐れがあり、当該住宅における通常的生活支援方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合、又は、当該住宅及びその設備等を損傷する行為を反復したとき、

本契約を解除することができます。ただし、事業者は解除通告をするにあたり利用者に説明を行い、可能な限り転居先を探す協力をします。なお、他の利用者等の財産、心身の健康等に被害が生じた場合には、損害賠償が発生する可能性がありますのでご注意ください。

- 2 前項の場合は、次の手続きを実施します。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聞くこと。
 - ③契約解除の通告について90日の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認すること。
- 3 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合、この契約を解除することができます。
 - ①事前の説明なく、サービス利用料その他、事業者に支払うべき費用を60日以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、滞納額の全額の支払いがないとき。
 - ②利用者または家族等が、故意に、法令等及び本契約の条項に違反し、かつ改善の見込みがないとき。

(利用者からの中途解約)

第10条 利用者は、事業者に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

(反社会的勢力の排除の確認)

第11条 事業者と利用者は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約します。

- 1 自らが暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員ではないこと。
- 2 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者をいう。）又は家族等が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - 一 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - 二 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し又は信用を毀損する行為。

(秘密保持)

第12条 事業者及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する個人情報を、サービス提供に係る目的以外に使用することはありません。これは、契約終了後も同様とします。

2 前項の定めに関わらず、利用者及び家族等の個人情報を提供する必要がある場合は、利

用者及び家族等の同意を得るものとします。

- 3 利用者及び家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)を遵守します。

(緊急時の対応等)

第 13 条 住宅は、生活支援サービスを利用している利用者に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、家族等に連絡するとともに緊急時対応マニュアルに応じて必要な措置を講じます。

(賠償責任)

第 14 条 事業者は、生活支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、この損害が事業者の責めに帰すべき事由でないことが明らかな場合、事業者は損害賠償責任を免除され、または損害賠償を減額される場合があります。

- 2 事業者は、損害賠償責任保険に加入しています。

(相談・苦情対応)

第 15 条 事業者は窓口を設置し、利用者の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

(重要事項説明確認)

第 16 条 契約の締結に当たり、事業者は利用者に対し、重要事項説明書に基づき、重要な事項の説明を行い、利用者は、その内容を了承したものとします。

(本契約に定めのない事項)

第 17 条 事業者と利用者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、事業者と利用者が誠意を持って協議のうえ定めま
- す。

(合意管轄)

第 18 条 本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、住宅の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

以上

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲(登録事業者)

<住所> 東京都港区港南二丁目15番3号

<氏名> 株式会社ソラスト

代表取締役 藤河 芳一

事業所 せらび小金井

管理者 井上 大樹

印

乙(契約者)

<住所>

<氏名>

印

丙(連帯保証人)

<住所>

<氏名>

印

<極度額> 200万円